ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2015 年 7 月 28 日

AMT CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Ⅰ Lawyer's Eye

中国から外国への技術サービス提供に関する増値税優遇措置の適用について

上海オフィス顧問　繆　媛媛/弁護士　濱本　浩平/弁護士　唐沢　晃平

Ⅱ 中国法令アップデート

- 最高人民法院による台湾地区裁判所の民事裁判の認可及び執行に関する規定
- 最高人民法院による台湾地区仲裁判断の認可及び執行に関する規定
- 国家税務総局による企業再編業務における企業所得税徴収管理の若干問題に関する公告
- 中華人民共和国外資銀行管理条例実施細則（改訂）
- 中華人民共和国インターネット安全法（草案）

Ⅲ 台湾法令アップデート

- 会社法
- 企業 M&A 法
- 証券取引法

Ⅳ 中国万感

～生きる力を身につける　食糧編～　弁護士　森脇　章

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ Lawyer's Eye

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 濱本 浩平

弁護士 唐沢 晃平

中国から外国への技術サービス提供に関する増値税優遇措置の適用について

中国におけるクロスボーダーでの技術サービスの輸出入については、伝統的には中国国外から国内への技術サービスの輸入が多かったものの、1990 年代後期からの多国籍企業による中国国内での R&D センターの設置増加等を受けて、中国国内から国外への技術輸出取引も増加しつつある。

最近では、今年 1 月に国務院が公表した「サービス貿易の発展加速に関する若干意見[1]」において（技術サービスも含む）サービスの輸出について各行政部門が採るべき施策が指示され、国家税務総局に対してはサービスの輸出に関する増値税の免税・ゼロ税率（後述する。）を引き続き実施することが指示されている。

本稿では、中国国内に所在する法人が国外の関連法人（親会社等）に対して研究開発サービスを提供する場面を想定し、中国国内法人が受け取る対価に課税される増値税について適用される可能性のある優遇措置について紹介を行う。

1 従前の枠組み（営業税）

研究開発の対価については、上海市では 2011 年 12 月まで、江蘇省、北京等の省・直轄市では 2013 年 7 月まで、それ以外の地域では 2013 年 12 月までは、増値税ではなく営業税（収入額の 5%）が課税されていた（納税義務者はサービスの提供者）。

営業税については、①研究開発の基礎となる契約につき科学技術主管部門で「技術契約」の認定を受け、②地方税務局に対して技術認定を受けた証明資料を提出すること[2]で営業税の免税を受けることが可能であった。ただし、技術契約の認定に当たっては科学技術主管部門（例えば上海の場合は上海市科学技術委員会）による契約内容のレビューが行われ、成果物が既存技術と異なることの説明を求められる、審査基準が明確ではない、といった理由から、一般的には認定を受けることは容易ではなく、例えば、契約締結前にドラフトを持って当局に確認に行くといったことも実務上行われていた。

2 増値税の優遇措置

研究開発を含む技術サービスの対価については、営業税から増値税への徴税変更が進み、上記の様に 2014 年 1 月からは全国において増値税が徴収されることとなった（納税義務者はサービスの提供者）。

---

[1] 国発[2015]8 号。中国語：国务院关于加快发展服务贸易的若干意见

[2] 中国語：将认定后的技术合同及有关证明材料文件报主管地方税务局备查

© Anderson Mori & Tomotsune

これに伴い、国外向けの増値税優遇策については、一定の条件を満たした場合に(1)増値税についてゼロ税率が適用されるか、(2)増値税が免税とされるとされている。

※増値税額は、一般納税者の場合、納税義務者の課税対象期間における売上増値税額と仕入増値税額の差額となるため、課税対象となるサービス(研究開発サービス)について仕入増値税額が存在する場合(例えば研究開発用の設備を仕入れた場合等)にゼロ税率の適用を受けると、売上増値税が発生せず、仕入増値税額が還付されることになる。これに対して、免税を適用すると、売上増値税が免除されるが、支払った仕入増値税額は返還されない。
※一般納税者の登記を行っていない場合はゼロ税率の適用は受けられない。

(1) ゼロ税率の適用を受ける場合

ゼロ税率の適用を受ける場合には、①商務部門における技術輸出契約の登記を行った上で、②納税者(国内法人)の所在地を管轄する国家税務局において「輸出税還付・免除資格認定」を受け、③同じく国家税務局において、各納税期間に、増値税の還付・免税の申請を行うことになる[3]。

①技術輸出契約の登記は技術輸出が制限される技術に関連する場合を除き、通常は特段の問題なく行うことができる。なお、技術輸出契約の登記は、契約締結後効力発生から 60 日以内に行わなければならないとされている点には留意が必要である。
②「輸出税還付・免除資格認定」についても、必要書類がそろっていれば実務上、特段の問題を生じることなく、受理された当日に認定を受けられるものと思われる。
③ただ、上記②までの手続を経た場合でも、個別の増値税の申告時に、申告書類の問題点が指摘され、還付が受けられないことも少なくない。例えば、サービス対価の支払人が研究開発契約の当事者名と一致していない、事前に届け出られた金額と実際の送金額が異なると言った問題点が指摘されることがあるため、送金の手配を行う際には留意が必要である。

(2) 免税の適用を受ける場合

免税の適用を受ける場合には、原則としては、①納税者(国内法人)の所在地を管轄する国家税務局において免税届出を行い、②かかる国家税務局において、各納税期間に、増値税の免税申告を行えば足りるとされている[4]。
ただ、地域によっては、これに先立ち、ゼロ税率の場合と同様、商務部門における技術輸出契約の登記が要求されることがある。技術輸出契約の登記が要求される地域には北京市及び上海市がある[5]。

上記①の免税届出については、免税の適用条件に合致しているかについて、事前に現地税務局の理解を確認しておく必要がある。また、各地域の税務局においては、サービスの真実性を確認するために、法定の書類だけではなく、関連する証明書類の追加提供を求められる可能性もある。

---

[3] 増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税還付(免税)管理弁法(中国語:适用增值税零税率应税服务退(免)税管理办法)8 条、9 条
[4] 営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー増値税納税サービスの免税管理弁法(試行)(中国語:营业税改征增值税跨境应税服务增值税免税管理办法(试行))7 条、13 条
[5]北京市国家税務局による営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー増値税納税サービスの免税管理問題に関する公告(中国語:北京市国家税务局关于重新发布营业税改征增值税跨境应税服务增值税免税管理问题的公告)6 条、上海市国家税務局による営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー増値税納税サービスの免税管理における関連事項に関する公告(中国語:上海市国家税务局关于本市营业税改征增值税跨境应税服务免税备案管理有关事项的公告)1 条

© Anderson Mori & Tomotsune

また、上記②の免税申告においては、上記①の手続を行ったうえで個別の増値税の申告を行う際に、サービス収入を単独で計算して免除を申告すべきであり、また、仕入税額を控除できない点に留意が必要である。

増値税ゼロ税率の適用を受けることができる企業（＝増値税の一般納税者）が免税の取扱いを受けるためには、税務局に対して、ゼロ税率の適用を放棄する旨を届け出る必要があり、この届出を行った場合には、届出日の翌日から 36 ヶ月以内はゼロ税率の適用を受けられなくなる。

なお、増値税の一般納税者にとっては、ゼロ税率が適用されれば仕入増値税が還付されるので、ゼロ税率の適用を申請すべき場合が多いが、仕入増値税額が非常に少ない一般納税者においては、増値税ゼロ税率適用の難易度と会社財務処理の便宜を考慮し、増値税ゼロ税率の適用を放棄して免税の適用を申請するという判断が合理的な場合もありうる。また、国内の納税者が国外の関連会社へサービスを提供する場合に、国内の決算会社等の第三者（国内の財務会社、資金決済センター等）から送金を受ける仕組みを採用すると、サービス対価の支払当事者名がサービス受領側当事者名と一致しないことから、ゼロ税率の適用を申請することはできないが、この場合は、かかる国内の決算会社等の第三者経由で取得した収入も国外から取得した収入とみなされて増値税の免税優遇措置を享受できるようになっているため、増値税免税の適用を申請すべきである。

以上とは別に、従前の営業税と同様、開発委託契約につき科学技術主管部門で「技術契約」の認定を受け、税務局に対して技術認定を受けた証明を提出することで免税を受けるというルートも存在する（これはサービスの輸出の場合に限られない。）。ただ上記の通り技術契約の認定を受けるためのハードルは低くないため、主に中国国内企業間での技術サービスの提供につき免税を受ける手段として利用されている。

3　まとめ

中国国内に技術サービスの提供者、中国国外に受領者がいる場合は、増値税の優遇措置を受けられるというのが法令上の原則であるが、実務上、優遇措置を受けるためには手続の各段階において大量の書類を準備する必要があるなど、一定の事務処理上の負担が生じることに加え、地域によって実務が異なる可能性もある。

そのため、優遇措置の適用を申請する税務局に対して事前に運用を確認すること、また、契約書や送金に関する書類等、関連する文書を日頃から正確に作成することに留意が必要である。

なお、納税者の手続負担を軽減するため、8 月 1 日から発効する税収減免管理弁法により、納税者の税務局における納税申請手続がより簡素化される。これに関連して、例えば、納税者が免税届出手続を行う場合、納税申告とは別に免税届出手続を行ってから免税申告をするという手順ではなく、免税申告期間内に、納税申告表に届出の書類を添付して同時に免税届出手続を行うという方法や、免税申告を行った後に所定の期間中に免税届出の手続を行うという方法が可能になる。また、8 月以降、同弁法を実施するため、各地の税務局においても具体的な実施弁法が制定される可能性が高い。納税者は所在地の税務局における手続上の取扱いが具体的にどのように変更されるかという点について留意する必要がある。

以上

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕　　北京オフィス顧問 李 彬
弁護士 濱本 浩平　　上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 横井 傑　　上海オフィス顧問 鄧 翌雲
弁護士 唐沢 晃平

最新中国法令の解説

＜台湾判決の認可執行＞

最高人民法院による台湾地区裁判所の民事裁判の認可及び執行に関する規定

[ポイント] 最高人民法院による本規定は、台湾の民事確定判決、和解調書等について、中国大陸の人民法院による「認可」を経ることにより、中国大陸での執行を認めるものである。人民法院は、認可判断にあたっては、当該案件につき中国大陸での判決・仲裁が既に存在するか否か、当該認可が国家法律の基本原則や社会公共の利益を害するか否か等を考慮しなければならないとされている。なお、これまでの「最高人民法院の台湾地区における裁判所の民事判決を認可することについての補充規定（法釈[2009]4 号）等の関連規定は本規定の施行とともに廃止される。

2015 年 6 月 29 日公布、2015 年 7 月 1 日施行（法釈[2015]13 号）

[原文] 最高人民法院关于认可和执行台湾地区法院民事判决的规定

＜台湾仲裁判断の認可執行＞

最高人民法院による台湾地区仲裁判断の認可及び執行に関する規定

[ポイント] 最高人民法院による本規定は、台湾の仲裁機関による仲裁判断等について、中国大陸の人民法院による「認可」を経ることにより、中国大陸での執行を認めるものである。

2015 年 6 月 29 日公布、2015 年 7 月 1 日施行（法釈[2015]14 号）

[原文] 最高人民法院关于认可和执行台湾地区仲裁裁决的规定

＜組織再編税務＞

国家税務総局による企業再編業務における企業所得税徴収管理の若干問題に関する公告

[ポイント] 組織再編時に譲渡損益の認識を繰り延べる「特殊税務処理」の適用を受けるための条件・手続に関して定める公告である。特殊税務処理を受けるための届出に関して、これまで税務局において「確認」が必要であったが、2015 年以降の企業所得税の申告に当たって「申告」を行えばよいとされるに至った。なお、今回の公告では適用を受けるための要件面での緩和はされていない。

2015 年 6 月 24 日公布（国家税務総局公告 2015 年第 48 号）

[原文] 国家税务总局关于企业重组业务企业所得税征收管理若干问题的公告

＜銀行＞

中華人民共和国外資銀行管理条例実施細則（改訂）

[ポイント] 本実施細則は、最近の中華人民共和国外資銀行管理条例（「管理条例」）及び中国銀監会外資銀行行政許可事項実施弁法（「実施弁法」）の改正を受け、これらに平仄を合わせる形で各条項を改正している。具体的には、管理条例における現地法人・支店の設立要件緩和（駐在員事務所の先行設立要件の撤廃、本行の運営資金の最低限度額撤廃等）をはじめとした各改

© Anderson Mori & Tomotsune

正への対応、実施弁法における行政許可手続の重複事項・不一致事項の是正等がなされている。
2015 年 7 月 1 日公布、2015 年 9 月 1 日施行(中国銀監会令 2015 年第 7 号)
[原文] 中华人民共和国外资银行管理条例实施细则（修订）

＜インターネット安全＞
中華人民共和国インターネット安全法(草案)
[ポイント] 本草案は、インターネット空間における中国の国家主権、国家安全、及び、社会の公共的利益の保証を目的とする「インターネット安全法」の草案であり、2015 年 8 月 5 日までの意見募集が行われている。全 68 条において、インターネット運用の安全の保障(不正アクセス防止、データの漏洩・窃取・改ざん防止等)、インターネット情報の安全の保障(個人情報・プライバシー情報の保護等)、インターネットに対するモニタリング・早期警戒と応急処置、及び、法的責任(インターネット運営者等に対する罰金等)について定めが置かれている。特に第 50 条において、国家安全及び社会秩序の保護と重大かつ突発的な社会安全に関わる事件への対処のために、政府は一部地域におけるインターネット通信の制限などの臨時措置を取ることができると明確に規定されている点が注目される。
(意見募集期間:2015 年 7 月 6 日から 2015 年 8 月 5 日)(全国人民代表大会)
[原文] 中华人民共和国网络安全法（草案）

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ　台湾法令アップデート

弁護士　若林　耕

台湾弁護士　呉　暁青

最新台湾法令の解説

＜会社法制＞

「会社法」の改正

〔ポイント〕今回の会社法改正により、「閉鎖型株式会社」制度（日本の株式譲渡制限会社に相当する）が初めて導入された。改正前の会社法によれば、株式の譲渡は原則として株主の自由であり、定款で譲渡を禁止することは認められなかったが、閉鎖型株式会社制度の導入により、定款で株式譲渡を制限することが可能になった。

閉鎖型株式会社とは、50 人以下の株主を有し、定款で株式の譲渡を制限する株式会社をいう。閉鎖型株式会社の場合、一般の株式会社より柔軟な規制が適用される。例えば、無額面株式の発行、複数議決権または拒否権付種類株式の発行、株主総会の書面決議、株主間の議決権拘束契約など今まで台湾会社法で認められなかった規定が適用できるようになった。

（2015 年 7 月 1 日公布、施行日は行政院が別途定める）

〔原文〕公司法

「企業 M&A 法」の改正

〔ポイント〕今回の企業 M&A 法改正のポイントは①M&A 手続きの簡略化、②株主・債権者・従業員の権利保護規制の強化、及び③租税優遇措置である。

①について、株主総会決議不要の略式 M&A 類型の追加、買取対価制限の緩和、通知書類送付手続の簡略化など新しい規定が追加された。

②について、M&A 議案に対する取締役の説明義務の追加、M&A の公平性・合理性を審理する特別委員会の設置、M&A 関連資料を株主総会の添付資料とする情報開示義務の追加、反対株主の株式買取請求権の適用範囲の拡大及び手続きの修正、従業員の退職金並びに債権者の情報取得・異議申立の権利保護の強化などの規定が追加された。

③について、一定条件を満たした M&A の場合、印紙税、契約税、証券取引税または営利事業所得税の免除という租税優遇措置が追加された。

これによりM&A の活発化、企業組織再編の加速化などが期待される。

（2015 年 7 月 8 日公布、公布日後 6 ヶ月より施行）

〔原文〕企業併購法

＜証券取引規制＞

「証券取引法」の改正

〔ポイント〕今回の証券取引法の改正のポイントは、粉飾決算に関する董事長・総経理の責任の緩和、相場操縦の構成要件の改正、売買停止命令事由の追加である。改正前の証券取引法によれば、董事長、総経理は粉飾決算につき、故意または過失の有無を問わず、有価証券の善意取得人、売出人または所有者に対して損害賠償責任を負うと定められていた。改正後の同法によれば、董事長、総経理は、粉飾決算につき相当の注意を払い、かつ財務書類の内容に関して虚偽または隠蔽の事情がないことを合理的に確信できる正当な理由がある場合、損害賠償責任を負わないと修正された。

また、相場操縦の構成要件につき、従来の「取引市場の特定有価証券の取引価格を上昇または低下させるために、自己または他人の名義をもって、その有価証券を高い価格で購入するまたは

© Anderson Mori & Tomotsune

低い価格で売出すること」という要件に「市場価格または市場秩序に影響を与えるおそれがある」という要件が追加された。
当局が有価証券の売買を停止する事由につき、「発行会社に重大な公共安全事件または食品薬品安全事件が発生した場合」という新しい事由が追加された。
（2015 年 7 月 1 日公布、同日施行）
〔原文〕證券交易法

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【生きる力を身につける　食糧編】

弁護士　森脇　章

日本は、何時からか熟成肉ブームだ。先日日本でステーキレストランに行った。すると店員に Dry Aged がいいか、Wet Aged がいいかと聞かれた。両方食べ比べることもできるとのことだったので、結局両方食した。帰宅後、さっそく Wikipedia で調べた。前者の方が特別なようで、乾燥熟成庫内で 14-35 日（説によっては 35 日以上）熟成させるのだという。薄く白カビなどが発生する場合もあるが、外側の乾燥した部分はトリミングしてしまうのだそうだ。

中国では、まだ、熟成肉を売り物にしたレストランは少ない印象だ。美味の追及より食の安全への関心が高いからかもしれない。つい最近も、熟成肉にならぬ「骨董級の冷凍肉」（京華時報）が話題となった。日本でも大きく報じられたので、ご存知の方も多いと思われるが、30-40 年前の密輸肉が大量に押収され、市場に出回っていたことが明らかになったのである。報道によると、税務当局が 14 の省の衛生当局と協力して、21 の犯罪グループを摘発し、鶏肉や牛肉が 10 万トン以上押収されたとのことである。中には、一旦香港に運び出し、その後ベトナムに密輸したうえで、ベトナム国境から中国にさらに密輸入したものもあったとのことであり、地方の中小都市のみならず北京などの大都市にも流通していたという。保管状態も良いわけがなく、腐敗しているものも多かったとのことである。直感的に「ひょっとすると私も食べたかもしれない」、と思ったものの、中国でユッケなどの生肉を食べたことはないので、食べたとしても十分火は通っていたであろうから健康に影響はあるまい、と思うことにした。

「安全な牛肉を食べたければ、日本産を選んで食べればよい」、と思うかもしれない。しかし、これはこれでなかなか難しい。まず、表示。「和牛」と書いてあっても、これは牛の種類を指しているのであって、日本産とは限らない。中国産の「和牛」もある。ここまでは、インチキではない。しかし、これに加えて、中国では、ニセモノの可能性を疑ってみる必要がある。「羊頭狗肉」は中国の宋の時代の言葉であるが、今でも普通に存在する。日本からの輸入牛肉だといいつつ全くのニセモノ（国産肉）、ということもよくある。流通経路が不明瞭で「トレーサビリティシステム」に基づく鼻紋の開示などは一般的ではないので、この点は一般的には確認のしようがないと思われるが、信頼できる知人の店であれば、本物の可能性が高いといえるかもしれない。尤も、実を言うと（これも、よく知られたことではあるが）中国では、日本の牛肉は、日本が牛海綿状脳症（BSE）発生国であるという理由で、輸入禁止対象となっているので、適法には存在しえないのである。それなら、日本からの輸入牛肉などという説明はすべてニセだと決めつけてはなから諦めればよいようにも思われるが、そこは中国。本物も存在するのである。つい最近、上海で、日本産牛肉を東南アジア経由で「ハム」などと偽って密輸していた日系業者の日本人を含む 30 人が身柄を拘束され、牛肉などの冷凍品 13 トンが押収されるという事件が起きている。この事件は、逆に、中国に本物が存在するということを示唆しており、そこから、本能的に本物を追い求めてみたくなる気持ちが起こるのである。無論、このような行動は、いわば禁酒法時代に酒を追い求めるようなものであり、コンプライアンスの観点からは望ましい態度とは言えないが、コンプライアンスが健康志向に逆行している、ともいえるかもしれない。

餃子毒物混入事件、メラミン混入粉ミルク事件、期限切れ鶏肉事件など日本でも大きく報道された事件のほか、寿司好きの中国人男性が全身サナダムシだらけになってしまった事件、糞便に漬けて作ったニセ「臭豆腐」を飲食店でそれとは知らずに食して長期入院を余儀なくされた事件、など常軌を逸したというか、少々アブノーマルな事件まで、食の安全を脅かす事件の報道には枚挙にいとまがない。

小生が中国に暮らし始めたのは 1998 年。15 年以上前だ。当時は 0.5 元（約 10 円）くらいの格安肉まんも食べた。ドラム缶の中で作り路上で売っていた豆腐脳も食べた。おなかを壊したこともあった。しかし、今は健康そのもの。寧ろ、多少の物を食してもおなかを壊すことはないという意味では、抵抗力は高くなっているのかもしれない。また、五感の素直な警告にも敏感になったと思う。五感とは、自己の生命への危機について自己に警告を与えるところにこそ本来的な意義があるはずだ。店の説明をうのみにせず、色のおかしいもの、極端に硬いもの、味や食感が通常とは異なるもの、匂いがおかしいものに敏感に反応し、それらを避ける能力は、「生きる力」そのものである。もし、小生が人生 45 年間ずっと日本にいたら、熟成肉の Dry Aged と Wet Aged を食べ分ける舌を獲得していたかもしれないが、至れり尽くせりの衛生環境に囲まれ、この「生きる力」を今ほど鍛えられていなかったかもしれない。

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟	繆 媛媛
楽 楽	李 彬	鄧 翌雲
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

東京オフィス

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

北京オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処)

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵便番号 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
上海環球金融中心 40 階
郵便番号 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza
Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

ホーチミンオフィス(HCMC Office)

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A
39 Le Duan Street, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3822-0724(代表)
Email: vietnam@amt-law.com

ジャカルタデスク
(ルースディオノ・パートナーズ(Roosdiono & Partners)法律事務所内)

The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190, Indonesia
Tel: +62-21-2978-3888(代表)
Email: jakarta@amt-law.com